

## 補助金の受給を証明する書類

補助金名		補助金額 (円)	補助対象面積 (ha)	施業地No.	モニタリング計画値[ha]	森林所在地	伐採届	
							資料番号	備考
①	平成21年度高知県みどりの環境整備支援交付金	36,500	1.46	257	1.46	土佐山高川 ヲク正木他	C	
②	平成21年度高知県造林事業費補助金	117,314	1.46					
③	平成21年度高知県造林事業費補助金	143,027	1.78	126	1.78	鏡吉原杉谷	A	
④	平成21年度高知県造林事業費補助金	723,175	9.00	208, 213, 214	11.12	土佐山東川 ヤケダキ他	6	7.74ha のうち 5.70ha
⑤	平成21年度高知県造林事業費補助金	23,302	0.29				8	1.38ha
⑥	平成21年度高知県造林事業費補助金	587,384	1.83				C	4.04ha
⑦	平成22年度高知県造林事業費補助金	364,806	4.00	83～ 86	5.80	鏡敷ノ山 山モノサコ他	2	8.00ha のうち 5.80ha
⑨	平成22年度高知市森林総合整備事業費補助金	164,162	1.80					
		80,000	4.00					
		36,000	1.80					
⑧	平成21年度高知県未整備森林緊急整備事業費交付金	684,740	5.11	52, 53	5.11	鏡柿ノ又 長者石他	1	
		655,260	4.89	138, 139	4.89	深谷町 深谷	B	
合計		3,615,670	/		-30.16			

## 交付金交付決定通知書

高知市森林組合 様

平成22年2月 4日

平成22年3月10日 付けて交付金交付申請書のありました平成21年度高知県みどりの環境整備支援交付金については、下記条件により金554,250円を交付することに決定したので通知します。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

記

- 1 高知県みどりの環境整備支援交付金交付要綱（「要綱」という。）を遵守すること。
- 2 この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等、並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、交付事業終了の翌年度から起算して5年間整理保管すること。
- 3 事業終了の翌年度から起算して、10年以内に対象森林の所有権の移転を行う場合は、所有権の移転を受けとる者に対し、要綱に定める義務の承継を行うこと。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の交付決定を取り消し、既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。
  - (1)高知県補助金交付規則若しくは要綱又は交付条件に違反したとき。
  - (2)不正若しくは虚偽の申請又はこれによって交付金の交付を受けたとき。
  - (3)事業完了の翌年度から起算して10年以内に交付金の対象とした林地を皆伐若しくは、他の用途に転用しようとする場合。ただし、公用、公共用及び天災等のやむを得ない事由による場合は、県と協議できるものとする。
  - (4)消費税の申告により交付金に係る消費税仕入れ控除税額等が確定した場合（この場合において、消費税仕入れ控除税額等に相当する交付金の額を減額して交付金の交付を受けたときは、当該交付後に知事が返還を命じた消費税仕入れ控除税額等に相当する交付金の額を当該減額した額を上回る部分の金額とする。）
- 5 交付を受けた実施主体は、森林所有者へ交付決定（写し）を配布し、遵守事項を周知すること。

・内 訳

申 請 日	金 領	対 象 事 業
平成22年2月 4日	486,750円	造林事業
平成22年3月10日	67,500円	緊急間伐
計	554,250円	

}

平成21年度 高知県みどりの環境整備支援交付金内訳書

事業名 申請番号	施業 地番	市町村	大字 字	施業地の所在		地番	他地番	林小班	事業 実施 主体	森林所有者の住所氏名 住 所		面積ha。	伐倒 面積ha。	伐種	林齡	交付金 (円)	申請 半期	ゾーニング
				申 請 年 度	申 請 月 度					森林所有者の住所氏名 住 所								
35 EB01 001	高知市 今井	高知市 今井	北7丁	2615-1	有	055-02-021-01	1	■■■	■■■	高知市 今井	高知市 今井	0.27	0.2	16	6,750	41	3	
35 EB01 002	高知市 今井	高知市 今井	1474	2610-4	無	055-02-019-01	1	■■■	■■■	高知市 今井	高知市 今井	0.28	0.2	17	7,000	41	3	
35 EB01 003	高知市 今井	高知市 今井	1474	707-1	無	055-02-008-01	1	■■■	■■■	高知市 今井	高知市 今井	0.10	0.2	13	2,500	41	3	
35 EB01 004	高知市 今井	高知市 今井	1474	2609-1	無	055-02-008-01	1	■■■	■■■	高知市 今井	高知市 今井	0.12	0.2	32	3,000	41	3	
35 EB01 005	高知市 岩原	高知市 岩原	岩原3丁	1263-05	有	044-05-014-01	1	■■■	■■■	高知市 岩原	高知市 岩原	0.01	0.2	35	250	41	3	
35 EB01 006	高知市 吉原	高知市 吉原	吉原3丁	1263-05	有	044-05-014-01	1	■■■	■■■	高知市 吉原	高知市 吉原	0.56	0.1	35	14,000	41	3	
35 EB02 003	高知市 小山	高知市 小山	がや木	764	無	006-02-029-01	6	■■■	■■■	高知市 小山	高知市 小山	0.06	0.2	14	1,500	41	3	
35 EB02 003	高知市 小山	高知市 小山	がや木	764	無	006-02-029-01	6	■■■	■■■	高知市 小山	高知市 小山	0.05	0.1	14	1,250	41	3	
35 EB02 004	高知市 小山	高知市 小山	川内	773-2	無	006-03-001-01	6	■■■	■■■	高知市 小山	高知市 小山	0.98	0.1	34	24,500	41	3	
35 EB02 006	高知市 小山	高知市 小山	川内	716	無	005-01-028-01	6	■■■	■■■	高知市 小山	高知市 小山	0.21	0.1	24	5,250	41	3	
37 BB01 001	高知市 増原	高知市 増原	増原	545-1	有	010-02-009-01	1	■■■	■■■	高知市 増原	高知市 増原	0.92	0.2	18	23,000	40	1	
37 BB01 002	高知市 吉原	高知市 吉原	丸ノ内	12395	無	047-03-003-01	1	■■■	■■■	高知市 吉原	高知市 吉原	0.37	0.2	33	8,000	40	2	
37 BB01 003	高知市 久礼木	高知市 久礼木	久礼木	2017-1	有	027-01-010-01	1	■■■	■■■	高知市 久礼木	高知市 久礼木	7.71	0.2	33	192,750	40	2	
37 BB01 003	高知市 久礼木	高知市 久礼木	久礼木	2017-1	有	027-01-010-01	1	■■■	■■■	高知市 久礼木	高知市 久礼木	0.20	0.1	33	5,000	40	2	
37 BB01 004	高知市 高川	高知市 高川	高川	1872-5	有	035-01-009-01	1	■■■	■■■	高知市 高川	高知市 高川	2.22	0.2	20	58,000	40	2	
37 BB01 005	高知市 高川	高知市 高川	高川	1872-5	有	035-01-009-01	1	■■■	■■■	高知市 高川	高知市 高川	1.46	0.2	20	36,500	40	2	
37 BB01 006	高知市 吉原	高知市 吉原	シバタキ	1298-13	有	049-01-002-01	1	■■■	■■■	高知市 吉原	高知市 吉原	1.80	0.2	25	45,000	40	2	
37 BB01 006	高知市 吉原	高知市 吉原	シバタキ	1298-13	有	049-01-002-01	1	■■■	■■■	高知市 吉原	高知市 吉原	2.10	0.1	23	52,500	40	2	
小計															19,47			
合計															466,750			

(注) 1 事業名は次のコードを記載する。森林環境保全整備事業：(3、27、37)、里山エリア再生事業：(35)、森林整備事業：(38)、農業用水水料定森林整備事業：(39)、緊急間伐総合支援事業：(96)、自伐林家等支援事業：(99)。  
 2 申請番号は、造林補助事業の内容と一緒にさせること。  
 3 標種、申請半期、ゾーニング欄には造林事業コードを記載する。

第10号様式  
(補助金交付指令書)

高知県指令21高林改第81号

## 補助金交付決定通知書

補助事業者名 高知市森林組合 様

平成22年 2月 4日付けで補助金交付申請のあった平成21年度造林事業費補助金については、下記条件により金5,778,986円を交付することに決定したので通知する。

平成22年 3月30日

高知県知事 尾崎 正直

記

- 1 高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐（団地間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む）又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5ヶ年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
  - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
  - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成单層林作業道等（育成单層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 6 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該補助金相当額を返還すること。

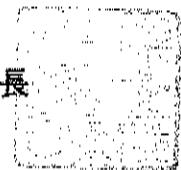
- 7 森林空間総合整備事業、絆の森整備事業並びに里山エリア再生事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して 10 年以内に知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、やむを得ず補助金の交付の目的に反して使用等をしようとする場合は、知事に承認の申請をすること。
- 8 特定高齢級間伐及び人工林整理伐を実施した場合には、当該実施地において、事業完了年度の翌年度から起算して 10 年以内に皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 9 高知県造林事業費補助金交付要綱別表第 2 の(1)の 1 の(エ)、及び同オ、同(2)のカの(エ)及びキ、同 3 の(1)のエの(エ)及びオ並びに同(2)のオの(エ)のただし書きの規定により事業を実施した場合、除・間伐後おおむね 10 年間は皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 10 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたとき、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。
- 11 流域育成林整備事業において、人工造林の伐採前特殊地拵えを行った場合、当該林地につき、その翌年度から起算して 2 年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 12 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業において、整理伐を行った場合に当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して 2 年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植込み等の改良を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、確実な更新が図られると知事が認めたときは、この限りでない。
- 13 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業における誘導伐をおこなった場合、当該林地につき、「長期育成循環施業の実施について」(平成 13 年 3 月 30 日付け 12 林整整第 718 号林野庁長官通知)に基づき締結された長期育成循環協定又は重点推進地域において森林所有者が市町村に同意書を提出している場合にあっては市町村森林整備事業計画の内容に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合(確実な更新が図られると知事が認めた場合を除く。)又は立木の材積が長期育成循環協定及び市町村森林整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 14 「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」(平成 19 年 3 月 30 日付け 18 林整整第 1250 号林野庁長官通知)に基づき都道府県又は市町村が設定した施業の集約化の必要な森林の区域内において、都道府県又は市町村の承認を受けた集約化実施計画に基づき搬出を伴う間伐等を受託により実施する場合にあって、査定係数 10 の加算適用を受けることとして実施した施業が市町村が定める集約化推進計画の目標に達成していない場合又は承認が取り消された場合には、査定係数を 10 減算した補助金額との差を返還すること。
- 15 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 16 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、第 13 号様式により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還すること。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りでない。
- 17 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。



21高知林改第81号  
平成22年3月30日

高知市森林組合長 様

林業振興・環境部長



### 平成21年度第4一四半期高知県造林事業補助金の交付について

平成21年度第4一四半期高知県造林事業補助金の交付については、平成22年3月30日付け高知県指令21高知林改第81号で通知したとおりですが、その内訳は別添補助金交付指令内訳書のとおりです。

なお、代理受理した補助金は、高知県造林補助事業取扱要領第14の2に定める造林補助金配布通知書を交付して早期に支払うよう配慮するとともに、支払完了後は、同要領第16の1のイに定める造林補助金配布明細書を所轄の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。）へ提出してください。

書 記 内 令 指 付 交 金 助 補

卷之三

造林区分名：育成單層林保育（植栽型）除・間伐险・間伐 A（除伐主体）

## 補助金

## 事業交付指揮令内記

事務区分名：流域育成林整備事業  
事務所名：中央東林業事務所

造林区分名：育成単層林保育（植栽型）除・間伐業・間伐B（伐捨間伐）B-30  
造林区番号：高知市森林組合

申請番号	事業主体番号	事業主体名	造林区番号	造林区分	補助地区	補助区分	樹種	面積 (延長面) ha	植栽本数	植栽本数	標準単価	當たり単価 (実行経費)	諸費用	平成21年度 第4四半期			補助金
														ha当たり	ha当たり	查定係數	查定係費
BB01002	011	高知市森林組合	0104040215	02	032	032	118,166	25	170					64,282			25,712
BB01002	***																
BB01003	011	高知市森林組合	0104040215	01	020	020	118,166	25	170					40,176			16,070
BB01003	021	高知市森林組合	0104040215	02	771	771	118,166	25	170					1,548,800			619,520
BB01003	**																
BB01005	011	高知市森林組合	0104040233	02	146	146	118,166	25	170					293,287			117,314
BB01005	**																
BB01006	011	高知市森林組合	0104040233	01	210	210	118,166	25	170					421,851			168,740
BB01006	021	高知市森林組合	0104040233	02	180	180	118,166	25	170					361,586			144,634
BB01006	**																
BB01	**																
合計	人	施行地数	4	箇所	面積	ha(当)	植栽本数	13,59	0	本	査定経費	2,729,982	円				1,091,990

書 記 内 令 指 付 交 金 助 楠

事業区分名：流域育成林整備事務所  
事務所名：中寧東林業事務所

造林区分名：育成單層林育成單層林作業道（長期）育苗作業道（長期）

書 訊 內 命 指 付 交 金 助 補

業事務整備委員會 域管處分名

第4四半期 平成21年度

機能増進抜き区名分分分伐木区號：B区-30

書 訊 內 令 指 付 交 金 助 補

事業區分名：遼寧省森林整備事業

造林区分名：機能増進透き抜き伐り植・IXC-30（搬出集積）

書 訊 內 令 指 付 交 金 助 補

流域育成林整備事業  
中央東林業事務所

造林区分名：橿能増進抜き伐り等抜き伐り抜き伐り區・IXC-40 (搬出集積)  
合  
市町村名 高知市  
年度 平成21年度  
第4四半期  
6 ページ

事務所名	中央東林業事務所	取扱機関名	高知市森林組合	事業主体名	事業主体番号	施 行 地 區 分 番 号	補 助 区 分 番 号	造 林 区 分 番 号	面積 (延長m)	植 栽 本 数	植 栽 本 数	ha	ha当たり 標準単価	ha当たり 標準単価	(実行経費)	諸 掛 費	査定係 係 数	査定 特認 計	査定係 数	査定 経費	第4半期	平成21年度	南郷村名	高知市	補助金
合計	人數	1	人	施行地數	1	鑑所	面積	ha(ha)	植栽本数	1,00	0	本	査定経費	967,572	円	補助金	387,028	円							

第10号様式  
(補助金交付指令書)

高知県指令21高林改第67号

## 補助金交付決定通知書

補助事業者名 高知市森林組合 様

平成21年12月7日付けで補助金交付申請のあった平成21年度造林事業費補助金については、下記条件により金5,270,533円を交付することに決定したので通知する。

平成22年 2月17日

高知県知事 尾崎 正直

### 記

- 1 高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐（団地間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む）又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5ヶ年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。  
ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。  
イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成单層林作業道等（育成单層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、糸の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 6 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該補助金相当額を返還すること。

- 7 森林空間総合整備事業、絆の森整備事業並びに里山エリア再生事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して 10 年以内に知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、やむを得ず補助金の交付の目的に反して使用等をしようとする場合は、知事に承認の申請をすること。
- 8 特定高齢級間伐及び人工林整理伐を実施した場合には、当該実施地において、事業完了年度の翌年度から起算して 10 年以内に皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 9 高知県造林事業費補助金交付要綱別表第2の(1)の1の(エ)、及び同オ、同(2)のカの(エ)及びキ、同3の(1)のエの(エ)及びオ並びに同(2)のオの(エ)のただし書きの規定により事業を実施した場合、除・間伐後おおむね 10 年間は皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 10 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたとき、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。
- 11 流域育成林整備事業において、人工造林の伐採前特殊地拵えを行った場合、当該林地につき、その翌年度から起算して 2 年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 12 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業において、整理伐を行った場合に当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して 2 年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植込み等の改良を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、確実な更新が図られると知事が認めたときは、この限りでない。
- 13 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業における誘導伐をおこなった場合、当該林地につき、「長期育成循環施業の実施について」(平成 13 年 3 月 30 日付け 12 林整整第 718 号林野庁長官通知)に基づき締結された長期育成循環協定又は重点推進地域において森林所有者が市町村に同意書を提出している場合にあっては市町村森林整備事業計画の内容に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合(確実な更新が図られると知事が認めた場合を除く。)又は立木の材積が長期育成循環協定及び市町村森林整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 14 「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」(平成 19 年 3 月 30 日付け 18 林整整第 1250 号林野庁長官通知)に基づき都道府県又は市町村が設定した施業の集約化の必要な森林の区域内において、都道府県又は市町村の承認を受けた集約化実施計画に基づき搬出を伴う間伐等を受託により実施する場合にあって、査定係数 10 の加算適用を受けることとして実施した施業が市町村が定める集約化推進計画の目標に達成していない場合又は承認が取り消された場合には、査定係数を 10 減算した補助金額との差を返還すること。
- 15 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 16 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、第 13 号様式により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還すること。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りでない。
- 17 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

21高知林改第67号  
平成22年2月17日

高知市森林組合長 様

林業振興・環境部長

平成21年度第3－四半期高知県造林事業補助金の交付について

平成21年度第3－四半期高知県造林事業補助金の交付については、平成22年2月17日付け高知県指令21高知林改第67号で通知したとおりですが、その内訳は別添補助金交付指令内訳書のとおりです。

なお、代理受理した補助金は、高知県造林補助事業取扱要領第14の2に定める造林補助金配布通知書を交付して早期に支払うよう配慮するとともに、支払完了後は、同要領第16の1のイに定める造林補助金配布明細書を所轄の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。）へ提出してください。

補助金交付付指示令内記証書

事業区分名：流域育成林整備事業

事務所名	中央東林業事務所	取扱機関名	高知市森林組合	造林区分名：育成単層林保育（植栽型）除・間伐除・間伐△（除伐主体）										平成21年度 第3四半期				ページ 1								
				造林区 分				補助区 分				面積		樹種		植栽本数		植栽本数	標準単価	ha当たり単価	諸費	查定係數	特記	計	査定経費	
事業区分番号	01	1	高知市森林組合	01040401	15	01	0.02	01040401	15	02	0.16	(延長m)		ha		植栽本数		植栽本数	標準単価	ha当たり単価	(実行経費)	229,152	25	170	7,791	3,116
施行地区分番号	003	01	高知市森林組合	01040401	15	02	0.16					(延長m)		ha		植栽本数		植栽本数	標準単価	ha当たり単価	(実行経費)	229,152	25	170	62,328	24,931
申請番号	BB01003	02	*									(延長m)		ha		植栽本数		植栽本数	標準単価	ha当たり単価	(実行経費)					
申請番号	BB01003	**	*									(延長m)		ha		植栽本数		植栽本数	標準単価	ha当たり単価	(実行経費)					
申請番号	BB01003	***	*									(延長m)		ha		植栽本数		植栽本数	標準単価	ha当たり単価	(実行経費)					
申請番号	BB01003	***	*									(延長m)		ha		植栽本数		植栽本数	標準単価	ha当たり単価	(実行経費)					
合計		人數	1	人	施行地數	1	箇所	面積				ha(m)	植栽本数	0.18		0	本	査定経費	70,119	円			補助金	28,047	円	

書 訊 內 令 指 付 交 金 助 補

流域名分區事業營造林成員

造林区分名：育成單層林保育（植栽型）除・間伐除・間伐B（伐捨間伐）日-30

申請番号	事業主体番号	事業主体名	造林区分	面積 (延長m)	植栽本数	植地種別区分	補助種別区分	ha当たり	ha当たり	査定係数		査定経費	特認計	計	補助金
										植栽本数	面積 (延長m)	ha当たり単価	標準単価	査定係數	
BB01001	01	高知市森林組合	01040402	15	01	190		118,166	25	170		381,675			152,670
BB01001	02	高知市森林組合	01040402	15	01	50		118,166	25	170		100,441			40,176
BB01001	03	高知市森林組合	01040402	15	02	44		118,166	25	170		88,388			35,355
BB01001	**	*						284							
BB01002	01	高知市森林組合	01040402	15	01	130		118,166	25	170		261,145			104,458
BB01002	**	*						130							
BB01004	01	高知市森林組合	01040402	33	02	178		118,166	25	170		357,569			143,027
BB01004	**	*						178							
BB01	***	**						592							
合計	人數	1	施行地數	3	箇所	面積 ha(m)	植栽本数 5,92	本	査定経費 0	0	本	査定経費 1,189,218	0	本	補助金 475,686

書 訊 內 令 指 付 交 金 助 補

業事務處名稱分區流域整備林成建設事業

造林区分名：育成单層林育成單層林作業道（長期）育単作業道（長期）  
合  
市町村名：高柳市  
第3四半期  
平成21年度  
3 ページ

## 補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

補助事業者名 高知市森林組合 様

平成 23 年 2 月 7 日付で補助金交付申請のあった平成 22 年度造林事業費補助金については、下記条件により金 3,236,187 円を交付することに決定したので通知する。

平成 23 年 3 月 29 日

高知県知事 尾崎 正直

記

- 1 高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐（団地間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む）又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 ヶ年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
  - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
  - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成单層林作業道等（育成单層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 6 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8 年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該補助金相当額を返還すること。

7. 森林空間総合整備事業、糾の森整備事業並びに里山エリア再生事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して 10 年以内に知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、やむを得ず補助金の交付の目的に反して使用等をしようとする場合は、知事に承認の申請をすること。
8. 特定高齢級間伐及び人工林整理伐を実施した場合には、当該実施地において、事業完了年度の翌年度から起算して 10 年以内に皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
9. 高知県造林事業費補助金交付要綱別表第 2 の 1 の(1)の工の(工)、及び才、同(2)の力の(工)及びキ、同 2 の(1)の工の(工)及び才並びに同(2)の才の(工)、同 3 の(1)の工の(工)及び才並びに同(2)の力の(工)及びキのただし書きの規定により事業を実施した場合、除・間伐後おおむね 10 年間は皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
10. 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたとき、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。
11. 流域育成林整備事業において、人工造林の伐採前特殊地拵えを行った場合、当該林地につき、その翌年度から起算して 2 年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
12. 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業において、整理伐を行った場合に当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して 2 年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植込み等の改良を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、確実な更新が図られると知事が認めたときは、この限りでない。
13. 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業における誘導伐をおこなった場合、当該林地につき、「長期育成循環施業の実施について」(平成 13 年 3 月 30 日付け 12 林整整第 718 号林野庁長官通知)に基づき締結された長期育成循環協定又は重点推進地域において森林所有者が市町村に同意書を提出している場合にあっては市町村森林整備事業計画の内容に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合(確実な更新が図られると知事が認めた場合を除く。)又は立木の材積が長期育成循環協定及び市町村森林整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
14. 「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」(平成 19 年 3 月 30 日付け 18 林整整第 1250 号林野庁長官通知)に基づき都道府県又は市町村が設定した施業の集約化の必要な森林の区域内において、都道府県又は市町村の承認を受けた集約化実施計画に基づき搬出を伴う間伐等を受託により実施する場合にあって、査定係数 10 の加算適用を受けることとして実施した施業が市町村が定める集約化推進計画の目標に達成していない場合又は承認が取り消された場合には、査定係数を 10 減算した補助金額との差を返還すること。
15. 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
16. 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、第 13 号様式により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還すること。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りでない。
17. 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

22高知林改第96号  
平成23年 3月29日

高知市森林組合長 様

林業振興・環境部長



### 平成22年度第4一四半期高知県造林事業費補助金の交付について

平成22年度第4一四半期高知県造林事業費補助金の交付については、平成23年3月29日付け高知県指令22高知林改第96号で通知したとおりですが、その内訳は別添補助金交付指令内訳書のとおりです。

なお、代理受理した補助金は、高知県造林補助事業取扱要領第14の2に定める造林補助金配布通知書を交付して早期に支払うよう配慮するとともに、支払完了後は、同要領第16の1のイに定める造林補助金配布明細書を所轄の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。）へ提出してください。

書 訊 內 命 指 付 交 金 助 緒

流域育成林整備事業

造林区分名：育成單管林保育（植栽型）除・間伐除・間伐A（除伐主体）

書 訊 內 令 指 付 交 金 賦

事業区分名：森林整備事業  
事務所名：中央事務所  
登録番号：B-30  
登記者名：間伐課  
登記事由：間伐  
登記日：昭和33年8月20日  
登記者住所：青森県八戸市大字中野字中野  
登記者電話番号：(0172) 82-1111  
登記者会社名：青森県森林保育組合

書 記 內 命 指 付 交 金 助 補

書  
記  
付  
金  
助  
扶  
補

事業区分名 流域育林整備事業

事務所名 中央東林業事務所 取扱機関名 高知市森林組合

造林区分名 機能増進抜き伐り等抜き伐り・TB-3.0(伐捨)

平成22年度 第4四半期 4ページ

事業主体名

査定係数

査定経費

補助金

申請番号	施行地区番号	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	補助地区	面積 (延長) ha	植栽本数	植栽本価	当たり単価	(実行経費)	掛	査定係数	査定経費 <th data-kind="parent" data-rs="2">補助金</th>	補助金	
KN01001	01	1	高知市森林組合	0301010315	01	00	4.00	134,120	23	170	912,016				364,806	
KN01001	02	1	高知市森林組合	0301010315	02	80	1.80	134,120	23	170	410,407				164,162	
KN01002	01	**	*	0301010315			5.80									
KN01002	02	1	高知市森林組合	0301010315	01	700	1.00	134,120	23	170	1,596,028				638,411	
KN01002	02	2	高知市森林組合	0301010315	02	950	0.95	134,120	23	170	114,052				45,600	
KN01002	**	*	*				700									
							13.30									
合計	人數	1	施行地数	2	箇所	面積	ha(単)	植栽本数	植栽本価	当たり	査定経費	0	本	査定経費	3,032,453 円	補助金 1,212,979 円

補助金交付指付令内訣書

事業区分名		流或育成林整備事業		取扱機関名		高知市森林組合		造林区分名		機能整造き伐り等抜き取り伐き歩り		高知市		平成22年度		第4四半期		5ページ												
事務所名	中央東林業事務所	施行地区番号	申請番号	事業主体番号	事業主体名	施行地区番号	造林区分	補助区分	面積 (延長m)	植栽本数	植栽面積 ha	當たり単価	標準単価	掛費	諸費	査定係數	査定特記	査定計	査定係數	査定特記	査定計	査定係數	査定特記	査定計	査定係數	査定特記	査定計	査定係數	査定特記	査定計
KH01	003	01	1	高知市森林組合		03010109	55	01	160	01	160	134	120	23	170			364,806											145,922	
KH01	003	02	1	高知市森林組合		03010109	55	02	20	02	20	134	120	23	170			136,802											54,720	
KH01	003	*	*																											
KH01	003	**	**																											
KH01	003	***	***																											
合計		人	1	施行地数	1	面積 ha	1	植栽本数	2,20	植栽本数	0	本	査定経費	0	諸費	501,608	円	査定金額	501,608	円	査定経費	0	諸費	200,642	円	査定金額	200,642	円		

交付金変更交付決定通知書

高知市森林組合 様

平成 21 年 12 月 28 日付けで変更申請のあった平成 21 年度高知県未整備森林緊急整備事業費交付金については、下記のとおり平成 21 年 10 月 28 日付け高知県指令 21 高知東林第 85 号による交付決定通知の金額を変更して交付することに決定したので通知する。

平成 22 年 1 月 4 日

高知県中央東林業事務所



記

既交付決定額	変更後の交付決定額	増額
3,160,000 円	7,110,000 円	3,950,000 円

## 別記第4号様式（第8条関係）

中央東林業事務所長 様

平成22年3月31日

補助事業者 高知市鏡小浜8  
 高知市森林組合  
 代表理事組合長 鎌倉 寛光

## 平成21年度高知県未整備森林緊急整備事業費補助金実績報告書

平成22年1月4日付け高知県指令21高知東林第126号で交付金変更決定通知のあったこの事業について、高知県補助金交付規則第11条第1項及び高知県未整備森林緊急整備事業費交付金交付要綱第8条の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

## 1 交付事業の成績

## 事業の内容及び経費の配分

## (1) 総括

(上段：全体、中段：年度内、下段：繰越)

区分	事業費 (A)+(B)+(C)	交付事業に要する (又は、要した) 経費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
			県交付金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
未整備森林緊急整備事業費計	円 7,111,200	円 7,111,200	円 7,110,000	円 0	円 1,200	
	4,741,200	4,741,200	4,740,000	0	1,200	
	2,370,000	2,370,000	2,370,000	0	0	
除間伐(切捨)	6,303,360	6,303,360	6,303,000	0	360	
	4,293,360	4,293,360	4,293,000	0	360	
	2,010,000	2,010,000	2,010,000	0	0	
除間伐(搬出集積)						
関連条件整備	807,840	807,840	807,000	0	840	
	447,840	447,840	447,000	0	840	
	360,000	360,000	360,000	0	0	

(注) 1 区分欄の事業費内訳は、別表1の事業種目により記載する。

2 交付事業者が市町村以外の場合は、交付事業に要する(又は、要した)経費は(A)+(B)+(C)とする。

3 事業費は、交付対象事業費とする。

## (2) 事業実績

事業区分	事業種目	事業実施主体名	市町村名	区分	構造規模 又は規模	事業量	単価	事業費 (A)+(B)+(C)	経費内訳			備考
									原交付金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
未整備森林 緊急整備事業	除害伐(初植) 除害伐(播山集落)	高知市森林 組合	高知市		ha	47.04 32.04 15.00	134,600 134,000 134,600	6,303,360 4,293,360 2,010,000	6,303,000 4,293,000 2,010,000	0 0 0	360 360 0	H21.12.1 H22.6.30
関連条例整備		高知市森林 組合	高知市			47.04	7,111,200 4,741,200 2,370,000	7,111,200 4,741,200 2,370,000	7,110,000 4,740,000 2,370,000	0 0 0	1,200 1,200 0	
合 計												

(注) 1 区分の欄は、別表1の区分によるものとする。  
 2 交付事業者が市町村外の場合は、交付事業に要する。(又は、要した) 経費は(A)+(B)+(C)とする。  
 3 事業費は、交付対象事業費とする。

2 事業完成（予定）年月日  
平成22年6月30日

3 収支精算

(1) 収入

(上段：全体、中段：年度内、下段：繰越)

区分	予算額	精算額	差引増△減	備考
県交付金	円 7,110,000	円 7,110,000	円 0	
	4,740,000	4,740,000	0	
	2,370,000	2,370,000	0	
市町村費	0	0	0	
	0	0	0	
	0	0	0	
その他	1,200	1,200	0	
	1,200	1,200	0	
	0	0	0	
計	7,111,200	7,111,200	0	
	4,741,200	4,741,200	0	
	2,370,000	2,370,000	0	

(注) 1 予算額欄は、前回申請書（重要変更を含む）に記載したとおりとする。

(2) 支出

(上段：全体、中段：年度内、下段：繰越)

区分	予算額 (A)	精算額 (B)	差引増△減 (B)-(A)	備考
間伐	円 7,111,200	円 7,111,200	円 0	
	4,741,200	4,741,200	0	
	2,370,000	2,370,000	0	
除間伐（切捨て）	6,303,360	6,303,360	0	
	4,293,360	4,293,360	0	
	2,010,000	2,010,000	0	
除間伐（搬出集積）				
関連条件整備	807,840	807,840	0	
	447,840	447,840	0	
	360,000	360,000	0	
計	7,111,200	7,111,200	0	
	4,741,200	4,741,200	0	
	2,370,000	2,370,000	0	

(注) 事業における区分には、別表1の事業種目を記載する。

(3) 収支精算

(上段：全体、中段：年度内、下段：繰越)

区分	県交付金 交付決定額	精算事業費 総額	県交付率	精算県 交付金額	既受領 県交付金額	差引き県交付金 未受領(返還)額
間伐	円 7,110,000	円 7,111,200		円 7,110,000	円 4,740,000	円 2,370,000
	4,740,000	4,741,200		4,740,000	4,740,000	0
	2,370,000	2,370,000		2,370,000	0	2,370,000
除間伐（切捨て）	6,303,000	6,303,360	定額	6,303,000	4,293,000	2,010,000
	4,293,000	4,293,360		4,293,000	4,293,000	0
	2,010,000	2,010,000		2,010,000	0	2,010,000
除間伐（搬出集積）						
関連条件整備	807,000	807,840	定額	807,000	447,000	360,000
	447,000	447,840		447,000	447,000	0
	360,000	360,000		360,000	0	360,000
計	7,110,000	7,111,200		7,110,000	4,740,000	2,370,000
	4,740,000	4,741,200		4,740,000	4,740,000	0
	2,370,000	2,370,000		2,370,000	0	2,370,000

## 事業実施箇所別表

## 1 間伐

事業実施主体	市町村	大字	字	森林の所在地		林班、小班及び 施業番号	森林所有者	面積	森林の理況		備考	
				地番	面積				開墾条件	樹種		
高知市	高知市	鶴柿ノ又	豊岩石/上シバノウ子	588-1069-1070/ 588-567	22	4	12	高知市	5.11	-	万年・七年	46 ①
森林組合	高知市	栗谷町	栗谷山	148-1	18	1	3	高知市	4.89	-	万年・七年	45 ②
高知市	鏡梅ノ木	コアガサエ	身代ヶ石	1705-793-796/1691	8	4	5	■■■■■	4.22	3年・七年	40 ③	
高知市	鏡梅ノ木	コヨガサエ	ウネダ	1704-1777	8	4	9	■■■■■	0.30	3年・七年	40	
高知市	鏡梅ノ木	頭ナシ	中船木	952-953-1-953-2-1633-3/981	7	4	42	■■■■■	3.01	3年・七年	43 ④	
高知市	鏡梅ノ木	リュウ		1617-2	7	5	8	■■■■■	2.17	2年・七年	43	
高知市	鏡梅ノ木	リュウ		1620	7	5	15	■■■■■	1.65	1年・七年	43	
高知市	鏡梅ノ木	リュウ		1617-1	7	4	43	■■■■■	0.17	2年・七年	43	
高知市	鏡梅ノ木	奥船木		1615-974	7	4	43	■■■■■	1.84	1年・七年	43	
高知市	鏡梅ノ木	リュウ		1623-1-1624	7	5	18	■■■■■	2.13	2年・七年	43	
高知市	鏡梅ノ木	リュウ		1621-1	7	5	16	■■■■■	3.17	3年・七年	43	
高知市	鏡白岩	ヤナギナ		125-1	36	4	11	■■■■■	0.51	-	万年・七年	42 ⑤
高知市	鏡白岩	ヒラヤナギナ		327-127	36	4	10	■■■■■	0.37	-	ヒノキ	42
高知市	鏡白岩	ヒカラ		124	36	4	11	■■■■■	1.74	-	スギ	45
高知市	鏡吉原	大仲間/小休場		1254-1-1255-0-840-4-841-0-842-1-915-0	44	4	12	■■■■■	0.76	-	ヒノキ	41 ⑥
合計												32.04 16.66

(注)面積は、小数点以下2位まで記載すること。  
事業実施箇所を記入した施業箇所(1/5000の森林計画図、実測図)を添付すること。

第2号様式（第6条関係）

高知市指令22 鏡振第51号

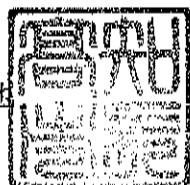
高知市森林組合  
代表理事組合長 鎌倉 寛光 様

### 補助金交付決定通知書

平成23年3月30日付で交付申請のありました高知市森林総合整備事業費補助金については、  
高知市森林総合整備事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

平成23年3月31日

高知市長 岡崎誠也



記

1 補助金交付決定金額 金1,347,300円

2 交付の条件

- (1) この補助金は、申請事業以外に使用してはならない。
- (2) 高知市森林総合整備事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- (3) この指令に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させことがある。
- (4) この補助金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査がある。

第1号様式(第5条関係)

平成23年3月30日

高知市長 岡崎 誠也 様

申請者 所在地 高知市鏡小浜8番地  
名 称 高知市森林組合  
代表者 代表理事組合長 鎌倉 寛光

### 補助金交付申請書

高知市森林総合整備事業費補助金について、高知市森林総合整備事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

- 1 補助金申請額 金1,347,300 円
- 2 事業の目的 高知市内における森林資源を培養し、森林の保全、水資源の涵養、自然環境の保全を図るため。
- 3 事業完了年月日 平成23年3月30日
- 4 添付書類
- (1) 施業図
  - (2) 事業内訳書
  - (3) その他市長が必要と認める書類

別紙1 勘業内訳書

平成22年度 4四半期

勘業 補助 別	勘業名	勘業種目	施設番号	施設単価 (A)	事業量 (ha.m. (B))	補助単価 (C)	事業費 (D)=(A)×(B)	経費内訳			四・県 補助率 (E)=(F)/D	四・県市 補助金額 (F)=(E)×(G)	上乗せ後 補助率 (H)=(I)/(L)	林野				
								国・県補助金										
								割合 (J)	額 (K)	率 (L)								
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_001_01	134,120	0.28	38,000円/ha	37,553	25,536	25,536	-	5,600	2,8-30,437	65%	31,136	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_002_01	134,120	0.80	20,000円/ha	107,288	98,161	72,381	23,200	-	11,136	90%	95,161	80%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_002_02	134,120	0.24	20,000円/ha	32,108	20,047	21,887	6,900	-	3,341	90%	26,047	80%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_002_03	134,120	0.60	20,000円/ha	80,472	54,720	54,720	-	12,000	13,752	60%	66,720	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_002_04	134,120	0.28	20,000円/ha	37,553	25,536	25,536	-	5,600	8,417	60%	31,136	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_003_01	134,120	1.40	20,000円/ha	187,708	127,882	127,882	-	28,000	32,088	60%	155,682	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_004_01	134,120	0.20	20,000円/ha	26,824	18,240	18,240	-	4,000	4,684	60%	22,240	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_005_01	134,120	0.89	20,000円/ha	119,366	81,168	81,168	-	17,800	20,398	60%	98,988	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_006_01	134,120	0.15	20,000円/ha	20,118	13,680	13,680	-	3,000	3,438	60%	16,680	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_007_01	134,120	0.10	20,000円/ha	13,412	9,120	9,120	-	2,000	2,292	60%	11,120	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_007_02	134,120	0.05	20,000円/ha	6,708	4,500	4,500	-	1,000	1,148	60%	5,580	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_008_01	134,120	0.10	20,000円/ha	13,412	9,120	9,120	-	2,000	2,292	60%	11,120	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_008_02	134,120	0.49	20,000円/ha	55,718	44,688	44,688	-	9,000	11,230	60%	54,488	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_009_01	134,120	0.88	20,000円/ha	91,201	61,736	62,018	19,720	-	9,485	90%	81,736	90%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_009_02	134,120	0.87	20,000円/ha	89,080	60,534	61,104	18,430	-	9,326	90%	80,534	90%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_010_01	134,120	0.65	20,000円/ha	91,201	61,736	62,018	19,720	-	9,485	90%	81,736	90%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_011_01	134,120	0.55	20,000円/ha	73,768	50,180	50,180	-	11,000	12,806	60%	61,160	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_011_02	134,120	0.24	20,000円/ha	32,188	21,887	21,887	-	4,000	5,501	60%	26,687	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_012_01	134,120	0.44	20,000円/ha	58,012	52,888	40,128	12,700	-	8,124	90%	52,888	90%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_013_01	134,120	0.81	20,000円/ha	108,857	73,872	73,872	-	16,200	18,655	88%	90,072	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_013_02	134,120	0.51	20,000円/ha	58,401	48,312	48,512	-	10,400	11,689	60%	58,712	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_014_01	134,120	1.20	20,000円/ha	160,944	144,241	109,441	34,800	-	16,703	90%	144,241	90%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_014_02	134,120	0.29	20,000円/ha	38,094	26,447	26,447	-	5,600	6,647	60%	32,247	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_015_01	134,120	0.35	20,000円/ha	46,942	31,920	31,920	-	7,000	8,022	60%	38,920	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_015_02	134,120	0.52	20,000円/ha	59,742	47,424	47,424	-	10,400	11,918	60%	57,824	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_016_01	134,120	0.18	20,000円/ha	24,141	16,415	16,415	-	3,800	4,126	60%	20,016	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_016_02	134,120	1.28	20,000円/ha	171,673	118,737	118,737	-	25,600	29,338	60%	142,337	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_017_01	134,120	1.40	20,000円/ha	187,708	127,882	127,882	-	28,000	32,068	60%	155,682	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB01_018_01	134,120	0.45	20,000円/ha	60,354	44,090	41,040	13,050	-	6,264	90%	64,080	90%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB02_001_01	134,120	0.30	20,000円/ha	113,858	77,218	77,218	-	3,000	33,938	60%	80,218	71%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	EB02_001_02	134,120	1.20	20,000円/ha	158,451	104,193	104,193	-	24,000	31,974	60%	144,806	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	KN01_001_01	134,120	7.00	20,000円/ha	938,840	638,411	638,411	-	140,040	166,428	60%	778,411	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	KN01_002_02	134,120	0.50	20,000円/ha	87,050	45,600	45,600	-	10,000	11,460	60%	55,600	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	KN01_003_01	134,120	1.60	20,000円/ha	214,593	145,923	145,923	-	32,000	36,670	60%	177,922	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	BB01_001_01	134,120	2.60	20,000円/ha	346,712	312,924	237,124	78,400	-	38,188	90%	312,924	90%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	BB01_001_02	134,120	2.47	20,000円/ha	331,278	296,897	226,267	71,630	-	34,379	90%	296,897	90%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	BB01_002_01	134,120	0.37	20,000円/ha	49,874	44,474	33,744	10,730	-	5,150	90%	44,474	90%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	BB01_002_02	134,120	0.86	20,000円/ha	115,343	103,873	78,433	24,840	-	11,870	90%	103,373	90%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	BB01_003_01	134,120	0.17	20,000円/ha	89,203	64,443	64,443	-	1,700	23,362	72%	66,143	74%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	BB01_003_02	134,120	0.40	20,000円/ha	210,000	151,632	151,632	-	4,000	54,988	72%	186,632	74%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	BB01_004_01	134,120	0.08	20,000円/ha	18,085	16,397	12,297	4,000	-	1,785	90%	10,297	90%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	BB01_004_02	134,120	0.08	20,000円/ha	18,085	-	-	-	-	1,785	90%	10,297	90%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	BB01_005_01	134,120	0.83	20,000円/ha	111,316	98,766	75,696	24,070	-	11,563	90%	97,766	90%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	BB01_005_02	134,120	0.51	20,000円/ha	68,401	61,302	46,812	14,780	-	7,099	90%	61,302	90%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	BB01_006_01	134,120	1.53	20,000円/ha	205,203	139,538	130,538	-	30,600	35,085	60%	170,138	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	BB01_010_01	134,120	0.50	20,000円/ha	67,050	45,600	45,600	-	10,000	11,460	60%	65,000	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	BB01_020_01	134,120	0.13	20,000円/ha	17,436	11,858	11,858	-	2,600	2,980	60%	14,455	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	BB01_021_01	134,120	0.33	20,000円/ha	44,250	39,666	30,096	9,870	-	4,593	90%	35,668	90%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	BB01_021_02	134,120	0.80	20,000円/ha	107,296	96,101	72,981	23,200	-	11,136	90%	86,101	90%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	BB01_022_01	134,120	1.27	20,000円/ha	170,332	115,826	115,826	-	26,400	28,107	60%	141,225	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	BB01_022_02	134,120	0.20	20,000円/ha	26,824	18,240	18,240	-	4,000	4,504	60%	22,240	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	BB01_023_01	134,120	0.27	20,000円/ha	39,212	24,824	24,824	-	6,400	6,186	60%	30,024	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	BB01_024_01	134,120	0.17	20,000円/ha	22,800	16,804	15,604	-	3,400	3,886	60%	18,904	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	BB01_025_01	134,120	0.28	20,000円/ha	38,604	26,447	26,447	-	5,800	6,847	60%	32,247	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	BB01_026_01	134,120	0.46	20,000円/ha	61,695	45,292	41,952	13,340	-	6,403	90%	55,292	83%			
國	居住地森林環境整備(廃山)	林・樹木の植栽・育成(伐倒削除)	BB01_027_01	134,120	0													